

令和7年度答申第55号
令和7年11月11日

諮問番号 令和7年度諮問第63号（令和7年9月25日諮問）
審 査 庁 厚生労働大臣
事 件 名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練及び公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を同法2条で定める特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同法7条2項は、給付金の

支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) これを受けて、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項5号は、実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等にあつては、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

- (3) 求職者支援規則15条1項は、偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、求職者支援規則11条1項、12条1項及び12条の2第1項の規定にかかわらず、当該職業訓練受講給付金の支給を受け、又は受けようとした日の属する給付金支給単位期間以後、職業訓練受講給付金を支給しない旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和5年6月1日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から同年8月31日までであった。

（就職支援計画書、訓練コース案内）

- (2) 審査請求人は、本件訓練を以下のとおり欠席した。

ア 令和5年8月2日

腹痛を理由として遅刻し、1時限目から6時限目までのうち、1時限目を欠席した。

イ 同月3日

A公共職業安定所（以下「本件安定所」という。）の指定来所日による

来所を理由として早退し、1時限目から6時限目までのうち、6時限目を欠席した。

ウ 同月4日

腹痛を理由として遅刻し、1時限目から6時限目までのうち、1時限目及び2時限目を欠席した。

エ 同月7日

腹痛を理由として遅刻し、1時限目から6時限目までのうち、1時限目及び2時限目を欠席した。

オ 同月16日

腹痛を理由として遅刻し、1時限目から6時限目までのうち、1時限目から5時限目までを欠席した。

カ 同月17日

腹痛を理由として遅刻し、1時限目から6時限目までのうち、1時限目及び2時限目を欠席した。

キ 同月23日

腹痛を理由として遅刻し、1時限目から6時限目までのうち、1時限目から3時限目までを欠席した。

(職業訓練受講給付金支給申請書、就職相談票)

(3) 審査請求人は、令和5年9月4日、処分庁に対し、本件訓練に係る同年8月1日から同月31日までの給付金支給単位期間(以下「本件支給単位期間」という。)について本件申請をした。

(職業訓練受講給付金支給申請書)

(4) 処分庁は、令和5年9月15日付けで、本件申請に対し、「やむを得ない理由によって求職者支援訓練等を欠席したことにより、訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が8割未満となったため」との理由を付して、不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金不支給決定通知書の訂正について(令和6年9月18日付け)、裁決書)

(5) 審査請求人は、令和5年12月8日付けで、審査庁に対し、上記(4)の不支給決定を不服として、審査請求をした。

(裁決書)

(6) 処分庁は、上記(4)の処分について、職業訓練受講給付金不支給決定通知書の内容に一部誤りがあったため、上記(4)の処分を取り消し、令和

6年9月13日付けで、本件申請に対し、「やむを得ない理由によって求職者支援訓練等を欠席したことにより、訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が8割未満となったため」及び「欠席した理由が確認できる書類の一部につき改ざんがあり、不正な行為が認められたため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金不支給決定通知書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書の訂正について(令和6年9月18日付け))

(7) 審査庁は、令和6年10月8日付けで、上記(5)の審査請求について、却下裁決をした。

(裁決書)

(8) 審査請求人は、令和6年12月13日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書、封筒)

(9) 審査庁は、令和7年9月25日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書

審査請求人が訓練に遅刻したことは事実である。

遅刻の理由は腹痛だが、病院の薬袋をもらわないと受付しないと指示があり、「1つの薬袋で2日にしておいてあげる」と受付の時に訓練実施施設の事務員から教唆され、改ざんした状態になった。診断書はなくても減額で支給してほしいため、本件不支給決定の取消しを求める。

(2) 主張書面

令和5年8月10日は訓練実施日でないという説明は受けていなかったし、実際の遅刻は7回で、10分遅刻の当日は腹痛で訓練実施施設のトイレにいたが、席に着く前だったと言われた。

改ざんしたとされていることについて、訓練実施施設の事務員に、病院に行くと言えと授業を受けられないと伝えたと、1枚の薬袋で良い旨言われ、訓練実施施設の事務員が記載してくれた。審査請求人の字体ではないため、審査請求人が記載したものではない。

(審査請求書、審査請求人主張書面)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、本件不支給決定当時の給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援制度業務取扱要領」の改正等について（令和5年6月30日付け職発0630第1号、開発0630第1号厚生労働省職業安定局長・人材開発統括官連名通達）別添。同年7月1日施行。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。

実施日が特定されていない科目を含まない求職者支援訓練等の給付金の支給要件については、求職者支援要領10041（1）ホにおいて、求職者支援規則11条1項5号と同旨規定されている。

また、求職者支援要領10042（2）トにおいて、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」などと規定されており、求職者支援要領10042（2）チ（イ）から（ニ）までに示されている証明書類を必須の添付書類として求めて判断すると規定されている。

さらに、求職者支援要領10042（2）リ（イ）において、受講手当の支給要件に係る出席要件のうち認定職業訓練等の実施日について、「公共職業訓練を受講している受講者が指定来所日に安定所に来所する必要がある場合」などは、訓練実施日から除外できることが規定されている。

- 2 処分庁が、審査請求人が認定職業訓練等を欠席した日として認定した日は以下のとおりである。

令和5年8月2日（1限遅刻）：体調不良のため（証明書有り）

同月3日（1限早退）：第2回目指定来所日に本件安定所に来所するため早退（証明書有り）

同月4日（2限遅刻）：体調不良のため（証明書有り）

同月7日（2限遅刻）：体調不良のため（証明書有り）

同月16日（5限遅刻）：体調不良のため（証明書有り）

同月17日（2限遅刻）：体調不良のため（証明書有り）

同月23日（3限遅刻）：体調不良のため（証明書有り）

上記の支給単位期間における認定職業訓練等の訓練日数は18日である。出席日数は14.5日となるが、支給単位期間ごとの出席日数計に端数が生じた場合は切り捨てた上で算定することから、令和5年8月1日から同月31日における出席日数は14日である。出席率は、14日／18日＝77%（訓練の

実施日数＝１８日、訓練を受講した日数＝１４日）となり、当該支給単位期間における訓練実施日の８割以上の出席があったとは認められない。

３ また、欠席した理由が確認できる書類の一部につき改ざんがあり、不正な行為が認められたとして、処分庁は、給付金の支給要件を満たしていないものとして本件不支給決定を行った。

４ 審査請求人は、訓練に遅刻したのは体調を崩したこと（腹痛）によるものであり、やむを得ない理由に当たると主張し、その事実を確認できる書類として病院の薬袋及び処方明細を提出している。しかし、審査請求人が提出した病院の薬袋及び処方明細のうち、令和５年８月２日及び同月１６日については、病院カルテとの照合にて通院（処方）していないことが判明している。受講しなかった理由について、審査請求人は、腹痛によるものでありやむを得ない理由に当たる旨主張し、薬袋を提出しているが、薬袋は、求職者支援要領１００４２（２）チ（イ）において必須とされている証明書類には該当しない。

よって、やむを得ない理由により訓練を受講しなかったものとは認められない。仮に認められたとしても、上記２のとおり８割以上の出席にはならない。

以上によれば、審査請求人は、求職者支援規則１１条１項５号で規定されている出席要件を満たしていない。したがって、給付金の支給要件の一つである出席要件（出席率８割以上）を満たさないとする処分庁の判断は、求職者支援要領１００４２（２）チ（イ）に基づかずに行われたものであったが、結論において、出席要件を満たさないとして給付金を不支給とした本件不支給決定は違法又は不当なものではない。

５ 以上により、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第３ 当審査会の判断

１ 本件諮問に至るまでの一連の手続について

（１）本件では、本件審査請求から本件諮問までの期間は約９か月半であるが、①本件審査請求（令和６年１２月１３日）から審理員の指名（令和７年１月２３日）までに１か月以上、②審理員意見書の提出（同年７月１６日）から本件諮問（同年９月２５日）までに２か月以上の期間を要している。審査庁においては、手続の迅速化を図ることが求められる。

（２）上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

２ 本件不支給決定の違法性又は不当性について

- (1) 上記第1の2(2)のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている(求職者支援規則11条1項5号本文)。

ただし、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであって、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然の前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日についてプログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

- (2) 本件支給単位期間における訓練実施日数は18日(訓練実施日19日のうち、指定来所日に本件安定所に来所した日を除外)であるところ、審査請求人は、腹痛のため、令和5年8月2日の1時限目、同月4日の1時限目及び2時限目、同月7日の1時限目及び2時限目、同月16日の1時限目から5時限目まで、同月17日の1時限目及び2時限目、同月23日の1時限目から3時限目までをそれぞれ欠席している。

求職者支援要領10042(2)ト(イ)は「やむを得ない理由」として、当該特定求職者本人の疾病又は負傷を掲げており、求職者支援要領10042(2)チ(イ)は、特定求職者本人の疾病又は負傷に係る証明は、①医師その他診療を担当した者又は担当医療機関関係者の証明書、②医療機関又は調剤薬局の領収書、③処方箋のいずれか一点により行うとされているところ、審査請求人が提出した薬袋及び処方明細は、いずれにも該当しない。

よって、審査請求人の欠席は、やむを得ない理由によるものとは認められず、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講したとはいえない。

したがって、審査請求人は給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項5号の要件を満たしていないから、本件不支給決定は、理由付けは誤っているものの、結論において妥当である。

(3) また、求職者支援規則 15 条 1 項は、偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けようとした者には、受けようとした日の属する給付金支給単位期間以後、給付金を支給しない旨規定しているところ、審査請求人が提出した令和 5 年 8 月 2 日及び同月 16 日の薬袋及び処方明細について、審査請求人が受診した病院は、審査請求人はこれらの日に通院（処方）していない旨回答しているから、これらの書類は改ざんされたものであり、審査請求人は提出の時点において、これらの書類が改ざんされたものであることを認識していたと認められる（当所へ提出された書類の確認について（依頼）、回答書、職業訓練受講給付金の不正受給処分に係る伺い文）。

書類が改ざんされたものであると認識しながらあえて提出する行為は、求職者支援規則 15 条 1 項の規定する「偽りその他不正の行為」に該当すると解され、審査請求人は、同項により、本件支給単位期間以後、給付金の支給を受けられないから、その点からも、本件不支給決定は妥当である。

これに対し、審査請求人は、主張書面において、薬袋に記載したのは審査請求人ではなく、訓練実施施設の事務員であると主張しているが、訓練実施施設の事務員が記載したと認めるに足る証拠書類も見当たらないから、審査請求人の主張は採用できない。

3 付言

(1) 本件不支給決定の通知書における理由の記載について

本件不支給決定の通知書には、支給しない理由の一つとして、「やむを得ない理由によって求職者支援訓練等を欠席したことにより、訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が 8 割未満となったため」と記載されているが、上記 2 のとおり、そもそも、本件支給単位期間における審査請求人の欠席は、やむを得ない理由によるものとは認められないのであるから、通知書の上記の記載は相当とはいえない。審査請求人の欠席は、いずれもやむを得ない理由によるものとは認められず、求職者支援訓練等の全ての実施日に出席したとはいえないため、給付金を支給しない旨の理由を付すべきであったと考えられる。

上記のような理由の記載となったのは、求職者支援規則 11 条 1 項 5 号及び求職者支援要領について処分庁の理解が十分でなかったことが原因であると推測されるため、審査庁は、処分庁に対し研修を行うなど、再発防止策を検討すべきである。

(2) 審理員意見書及び諮問説明書の記載について

審理員意見書においては、裁決書の記載事項（行政不服審査法（平成26年法律第68号）50条1項）に対応して、事案の概要、事実関係及び審理関係人の主張の要旨を整理し、当該事件の争点を明示（論点整理）した上で、審査請求に対する結論（裁決の主文に対応するもの）及びその理由（事実関係の認定や当該事実関係に対する関係法令の適用を含む。）を記載することが望ましいとされており（総務省行政管理局「行政不服審査法事務取扱ガイドライン（令和4年6月）」103頁及び同マニュアル〔様式編〕様式例第74号参照）、これは諮問説明書についても同様である。

このような観点から、本件の審理員意見書の記載をみると、審理員意見書においては、給付金の支給要件として、やむを得ない理由による場合を除き、訓練を受講した日数の訓練実施日数に占める割合が8割以上であることが必要である旨の記載がされている。しかしながら、上記2（1）のとおり、給付金の支給を受けるためには、原則として当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該職業訓練等を受講していることが必要であり、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が8割以上であることをもって要件を満たすとされているのであるから、上記の記載は相当とはいえない。また、これに続けて、審査請求人による欠席がやむを得ない理由による欠席かどうかの検討をしないまま、直ちに訓練を受講した日数が認定職業訓練の実施日数に占める割合の検討をし、その後にやむを得ない理由に当たるかどうかを検討しているが、令和5年8月2日及び同月16日の2日分しか検討しておらず、他の欠席がやむを得ない理由によるものかどうかを検討していない（審理員意見書においては、「請求人からは、出席要件を満たすための説明や証拠書類の提示が何もされていない」とも記載されているが、審査請求人は、薬袋を提出しているのであるから、事実と異なる記載である。仮に、当該薬袋が、求職者支援要領10042（2）チ（イ）に定める特定求職者本人の疾病又は負傷に係る証明のために必要な書類には該当しないという趣旨の記載であれば、そのように記載すべきであった。）。さらに、本件不支給決定の通知書に記載された「欠席した理由が確認できる書類の一部につき改ざんがあり、不正な行為が認められたため」との理由については、このことを理由としたことに何ら問題は認められないとの記載しかなく、いかなる法令に基づき、どのように検討して当該結論を導いたのかが全く不明であるといわざるを得ない。

次に、諮問説明書をみると、本件不支給決定の通知書に記載された「欠席した理由が確認できる書類の一部につき改ざんがあり、不正な行為が認められたため」との理由の適否について何ら記載がなく、審査庁においてこの点を検討した形跡がうかがわれない。

このように、本件の審理員意見書及び諮問説明書の記載は不十分であるというほかないから、審査庁においては、諮問をする際には、審理員意見書及び諮問説明書において、適用される関係法令の正確な理解に基づき、審査請求に対する結論に至る理由を過不足なく記載するよう留意されたい。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一